

特定ラジオマイク作業班運営方針（案）

1 作業班の構成

- (1) 作業班は、移動通信システム委員会（以下「委員会」という。）主査から指名された者により構成される。
- (2) 作業班の主任は、委員会主査から指名された者がこれに当たる。
- (3) 作業班に主任代理を置くことができ、主査が指名する者がこれに当たる。

2 作業班の運営

- (1) 主任は、作業班の調査研究及び議事を掌握する。
- (2) 主任代理は、主任不在の時、その職務を代行する。
- (3) 作業班の会議は、主任が招集する。
- (4) 主任は、作業班の会議を招集する時は、構成員にあらかじめ日時、場所及び議題を通知する。
- (5) 主任は、関係の職員に調査研究の協力を求めることができる。
- (6) 主任は、必要があると認める時は、作業班に、必要と認める者の出席を求め、意見を述べさせ又は説明させることができる。
- (7) その他、作業班の運営については、主任が定めるところによる。